

監査結果の取扱基準

令和2年3月31日
五島市監査委員決定
令和3年4月7日変更決定

1 目的

この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づき実施する監査結果の取扱いについて、統一的判断を期すため、必要な事項を定めることにより、監査対象部局に対し是正・改善を促し、事務取扱いの適正化を図るものとする。

2 監査結果の区分

監査を実施した結果、監査の対象とした事務の執行において、是正・改善の必要が認められる場合には、次の区分により処理する。

(1) 勧告（地方自治法第199条第11項）

次のいずれかに該当すると認められる場合で、特に措置を講じるべき事項として勧告するもの

ア 法令、条例、規則、通達等に違反しているもので、市の行財政運営に重大な影響を及ぼすもの

イ 故意又は重過失により、市に重大な損害が生じているもの

ウ 市民の生命及び財産に重大な影響を及ぼすもの

エ アからウまでに掲げるもののほか、勧告が適当であると認められるもの

(2) 指摘事項（地方自治法第199条第9項）

次のいずれかに該当すると認められる場合で、是正・改善の措置等を講じるべき事項として指摘するもの

ア 法令、条例、規則、通達等に違反しているもの

イ 機関の意志決定が適切になされていないもの

ウ 予算を目的外に支出しているもの

エ 収入確保に適切な措置を要するもの

オ 不必要な予算執行をしているもの又は損害が生じているもの

カ 経済性、効率性、有効性の観点から改善を要するもの

キ 前回までの監査で指摘事項とした事項のうち、是正・改善の取組がなされていないと認められるもの

ク アからキまでに掲げるもののほか、不当又は適正を欠く事項で、指摘が適当であると認められるもの

(3) 指導事項

事務処理等が不当又は適正を欠くと認められる事項で、勧告、指摘事項及び意

見に該当しないもの

(4) 意見（地方自治法第199条第10項）

ア 執行機関等に改善、検討などを促し、又は注意を喚起することが必要であると認められるもの

イ 市の組織及び運営の合理化に資するため、特に措置を要すると認められるもの

3 監査結果の報告、公表及び意見の提出

監査委員は、監査を終了したときは、その結果を決定し、これを議会、市長及び関係機関等に報告する。併せて五島市監査委員条例（平成16年五島市条例第9号）第5条の規定により、掲示場に掲示して公表するとともに、五島市情報提供等の推進に関する規則（平成16年五島市規則第18号）第3条第2項、第3項及び第5項の規定により市の窓口において閲覧に供し、及び市のホームページに掲載する。

また、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、報告書に添えて意見を付して提出する。

4 措置状況の公表及び確認

勧告については、勧告を受けた議会、市長等は、当該勧告に基づき必要な措置を講じるとともに、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。議会、市長等から措置を講じた旨の報告を受けたときは、当該措置の内容を公表する。

指摘事項、指導事項及び意見については、議会、市長等から監査結果に基づき措置を講じた旨の報告を受けたときは、当該措置の内容を公表する。

また、指摘した事項及び指導した事項については、半年後を目途に措置状況の報告を求める。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月7日五島市監査委員決定）

この基準の一部を次のように変更し、令和3年4月7日から施行する。